

# 2020年度 Consumer ADR委員会活動予定

## 2020年度 ADR委員会運営の構成員

委員長（1名）、委員（5名）

事務担当（1名）、オブザーバー（担当理事）他

## Consumer ADRの活動内容

1 「裁定手続移送準備事案」会議 原則月1回開催予定

2020年4月～2021年3月

2 裁定への移行案件が提出された場合は、随時「裁定委員会」にて裁定手続実施

3 ADR委員会にて検討された事例を元にConsumer ADR報告書を作成

- ・ WETでの「相談受付・相談処理」の概要と分析内容

- ・ 「裁定手続移送準備事案」の事例・裁定内容、行政・事業者・消費者への提言

4 完成した報告書は関係各機関に提供し、社会生活の向上につなげる

# Consumer ADRの体制

- 消費者相談室（WET） ⇒ 「相談受付・相談処理」  
相談の継続案件（特定商取引に係わる事案）を「裁定手続き移送準備事案」として  
ADR委員会に諮る
- ADR委員会 ⇒ 「裁定手続き移送準備事案」を検討  
解決が困難な事案で、相談者の意向を受けて、裁定委員会に諮る
- 「裁定委員会」 ⇒ 裁定手続き実施  
裁定委員会は弁護士（1名）、手続き実施者（2名）で構成し、裁定にかけて解決を諮る